

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (S 46. 12. 28環境庁告示第59号)

1) 人の健康の保護に関する環境基準

(表Ⅷ-1)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒(ヒ)素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
基準値	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/l以下
項目	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン
基準値	0.002mg/l以下	0.004mg/l以下	0.1mg/l以下	0.04mg/l以下	1mg/l以下	0.006mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.002mg/l以下
項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン
基準値	0.006mg/l以下	0.003mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	10mg/l以下	0.8mg/l以下	1mg/l以下	0.05mg/l以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境庁が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、環境庁が定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

ア) 河川 (湖沼を除く)

a

(表Ⅷ-2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。
 - 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする (湖沼もこれに準ずる)。
- (注)
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

b

(表Ⅷ-3)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

(表Ⅷ-4)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/100ml以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/1以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(表Ⅷ－5)

b		基準値	
項目 類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐
		I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く）、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 - 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注)
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(表Ⅷ－6)

c		基準値		
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
		生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下

ウ) 海域

(表Ⅷ-7)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

b

(表Ⅷ-8)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/1以下	0.09mg/1以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

(表Ⅷ-9)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/1以下	0.001mg/1以下	0.01mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/1以下	0.0007mg/1以下	0.006mg/1以下

(3) 水質汚濁防止法による排水規制

水質汚濁防止法では、人の健康や生活環境に被害を生ずる恐れのある物質等、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を「特定施設」として指定し、この施設を有する工場事業場から公共用水域に排出される水について全国一律の排水基準を定め、規制を行っている。

しかし、一律排水基準では水質汚濁防止上不充分と考えられる水域については、条例でより厳しい排水基準を設定している場合もある。(県内の例：瀬戸内海水域、大牟田水域、博多湾水域、遠賀川・筑後川・矢部川水域、筑前海水域)

この法律は、公共用水域における水質保全の法規制であるが、下水道との関連においていえば、以下のことが重要である。

- 1) 終末処理場が設置されている公共下水道及び流域下水道(その流域下水道に接続する公共下水道を含む)は、公共用水域から除外されていること。(注)
- 2) 下水道終末処理施設は、特定施設とされていること等。

(注) ただし、下水道処理区域内にある工場事業場等で、公共下水道を使用する場合は、下水道法によりその排出水に対して規制を受けることになる。



宇美町 昭和の森のシャクナゲ

表Ⅷ－１０ 公共用水域に排出される水質の排水基準（全国一律基準）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
水素イオン濃度 （水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 （海域に排出されるもの5.0以上9.0以下）
生物学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	160（日間平均120）
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	200（日間平均150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）（単位 1リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	日間平均3,000
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	120（日間平均60）
リン含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	16（日間平均8）

（備考）

1. 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

2. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

3. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

(4) 下水道法による放流水の水質基準及び下水排除基準

下水道が公共用水域の水質保全に資するためには、下水道から河川その他の公共用水域へ放流される水の水質管理を適正に行う必要がある。このため、下水道法では、公共下水道及び流域下水道から、河川その他公共用水域に放流される水の水質の基準を定めている。

また、カドミウム、シアン等の物質を含む下水はそもそも終末処理場で処理することが困難であり、BOD、SS等の項目についても、汚濁の程度の著しい下水は終末処理場で処理することは困難である。したがって、下水道からの放流水の水質を基準に適合させるためには、このような下水は工場等個々の発生源で事前に処理した上で、下水道に排除させることが必要である。このほか管渠を腐食する恐れのある下水等、下水道の施設の機能を妨げたり、施設を損傷したりする恐れのある下水についても、個々の発生源での事前処理を徹底することが必要である。このため、下水道法及び市町村の下水道条例により、下水道へ排除するための水質基準が定められており、この基準に満たない下水（水洗便所から排除される汚水は除く）を排除するものには除害施設の設置等が義務づけられている。

表Ⅷ－１１ 放流水質の技術上の基準（下水道法第8条関係）

施行令第6条第1項

水素イオン濃度 (pH)	大腸菌群数 (個/cm ³)	浮遊物質 (mg/L)	生物化学的酸素要求量 窒素含有量 リン含有量
5.8以上8.6以下	3,000以下	40以下	計画放流水質に適合する数値

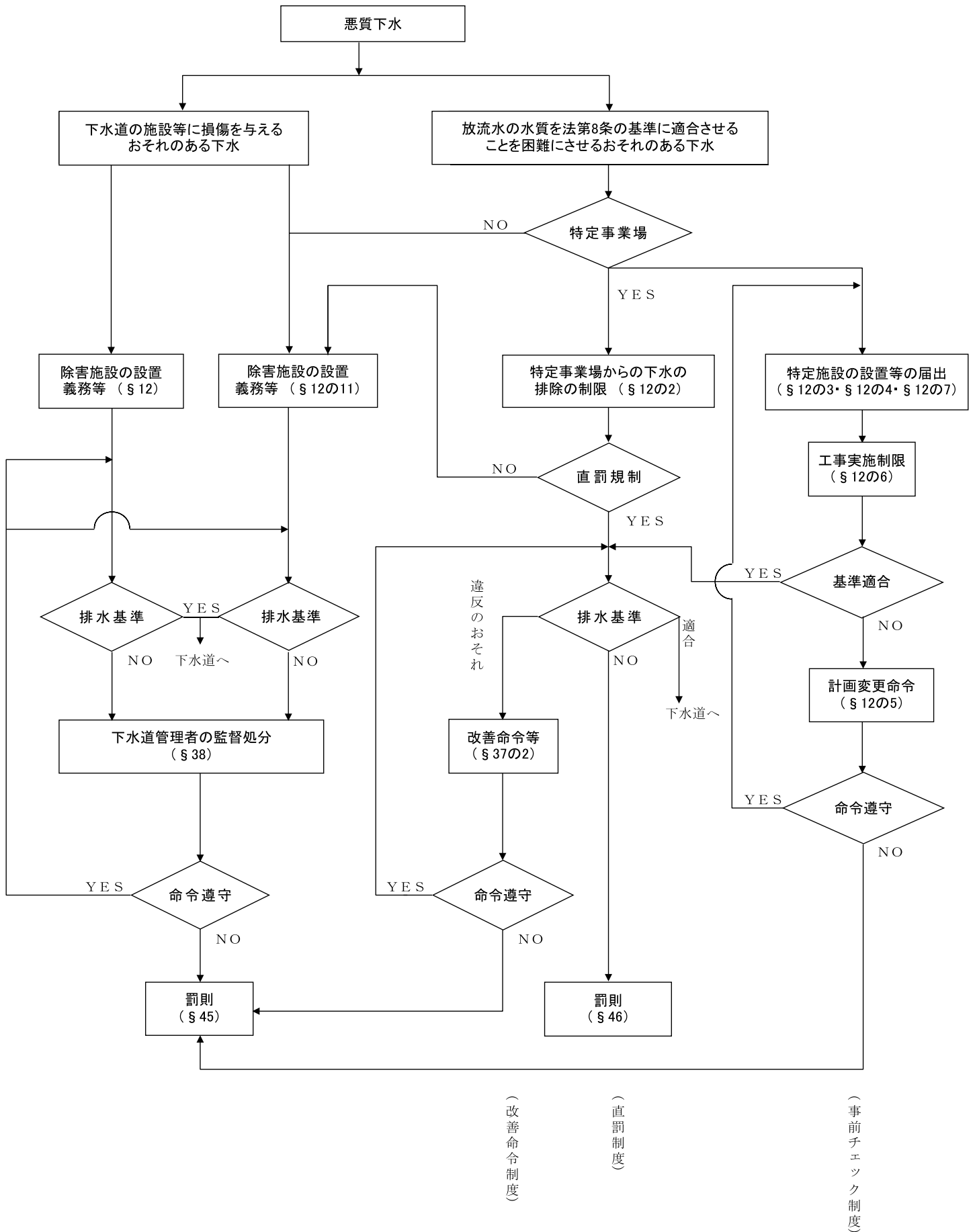
表Ⅷ－１２ 計画放流水質（下水道法第7条関係）

施行規則第4条の2

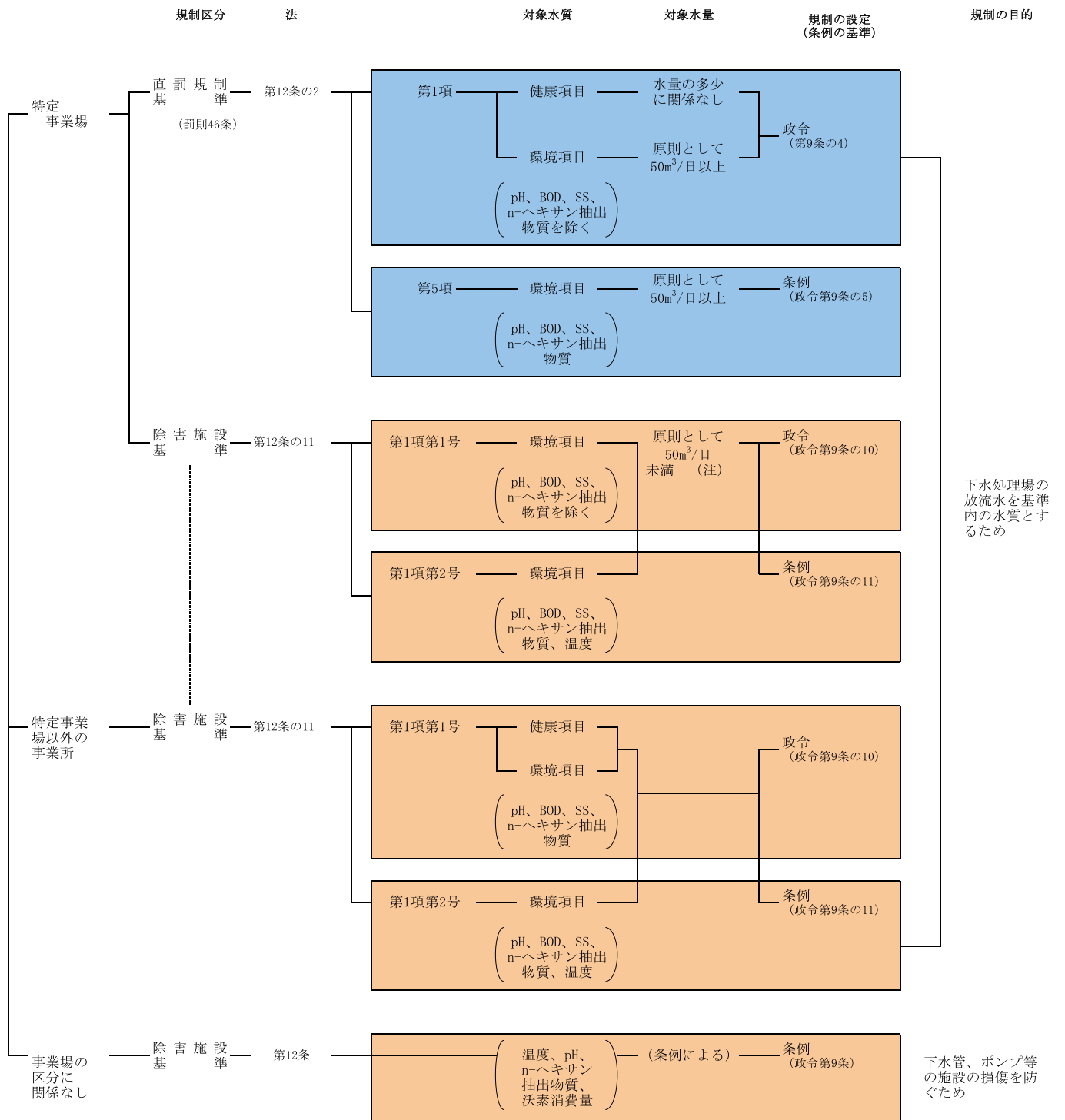
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)	リン含有量 (mg/L)
15以下	20以下	3以下

※計画放流水質は、放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、下水道管理者が定める。なお、生物化学的酸素要求量については必ず定める必要があるが、窒素含有量及びリン含有量については必要に応じ定めるものである。

※科学的方法を用いて算出した数値が、上記数値を超える場合は、同欄に掲げる数値を計画放流水質として定める。



図Ⅷ－１ 下水道法における水質規制



(注) 50m³/日以上 の排水については法「第12条の2」による規制を受ける。

図Ⅷ-2 下水排除基準

表Ⅷ-13 下水排除基準一覧表

対象者		特 定 事 業 場			
対象物質又は項目		特 定 事 業 場		非 特 定 事 業 場	
排水量 (m3/日)		50 m3/日以上	50 m3/日未満		
条例で定める基準	温度	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)	45℃ (40℃)	
	アンモニア性窒素等含有量	380 (125)	380 (125)	380 (125)	
	水素イオン濃度	5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)	5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)	5を越え9未満 (5.7を越え8.7未満)	
	生物化学的酸素要求量	600 (300)	600 (300)	600 (300)	
	浮遊物質質量	600 (300)	600 (300)	600 (300)	
	沃(ヨウ)素消費量	220	220	220	
	ノルマルヘキサンの抽出物質含有量	鉱油類含有量	5	5	5
		植物油脂類含有量	30	30	30
	窒素含有量	240 (150)	240 (150)	240 (150)	
	燐含有量	32 (20)	32 (20)	32 (20)	
政 令	フェノール類	5	5	5	
	銅及びその化合物	3	3	3	
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	10	10	
	クロム及びその化合物	2	2	2	
	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	
	シアン化合物	1	1	1	
	有機燐化合物	1	1	1	
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
健 令	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005	0.005	0.005	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	P C B	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	
基 令	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	
	チウラム	0.06	0.06	0.06	
	シマジン	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
準 目	ホウ素及びその化合物	河川10 海域230	河川10 海域230	河川10 海域230	
	フッ素及びその化合物	河川8 海域15	河川8 海域15	河川8 海域15	
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	
	ダイオキシン類	10	10	10	

生物化学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群数を除き、都道府県の横出し条例で処理場から放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を排出下水の水質基準として条例で定められている。

- (注)1. 単位は、水素イオン濃度は、水素指数、ダイオキシン類はpg-TEQ/l、その他はすべてmg/lで示す。
2. 内は、直罰対象の排除基準を示す。
3. 内は、除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。
4. 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。
5. 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。
6. 窒素含有量、燐含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水道についてのみ定められる。
7. 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、窒素含有量、燐含有量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。
8. 窒素含有量、燐含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準が定められているときはその基準値の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。
9. フェノール類からセレン及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例が定められているときはその値が基準となる。
10. フェノール類からフッ素までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾切りが縮小されている場合は、50m3/日未満の事業場も直罰の対象となる。
11. 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例が定められているときは、その基準が限度となる。

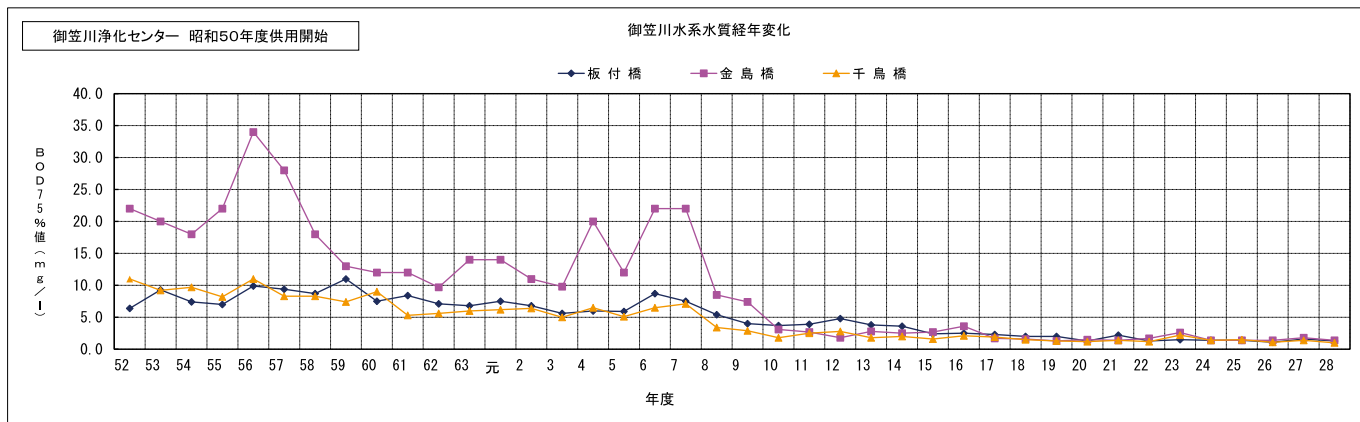
Ⅷ-8 河川・海域別水質経年変化

(1) 河川別水質経年変化

御笠川水系BOD値 (75%値)

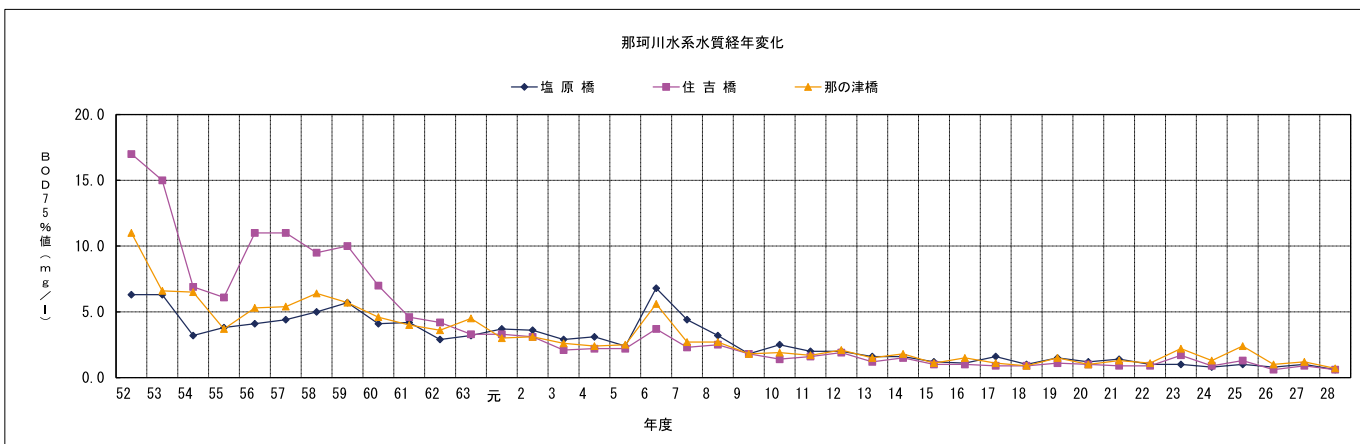
河川名	環境基準点	類型基準値	年度																																								
			52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
御笠川	板付橋	B	3	6.4	9.3	7.4	7.0	9.9	9.4	8.7	11.0	7.5	8.4	7.1	6.8	7.5	6.8	5.6	6.0	5.9	8.7	7.5	5.4	4.0	3.7	3.9	4.8	3.8	3.6	2.4	2.5	2.3	2.0	2.0	1.3	2.2	1.3	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3
	金島橋	D	8	22.0	20.0	18.0	22.0	34.0	28.0	18.0	13.0	12.0	12.0	9.7	14.0	14.0	11.0	9.8	20.0	12.0	22.0	22.0	8.5	7.4	3.1	2.7	1.8	2.8	2.5	2.7	3.6	1.7	1.6	1.3	1.5	1.4	1.7	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4
	千鳥橋	D	8	11.0	9.2	9.7	8.2	11.0	8.3	8.3	7.4	9.0	5.3	5.6	6.0	6.2	6.4	5.0	6.5	5.1	6.5	7.1	3.4	2.9	1.8	2.5	2.8	1.8	2.0	1.6	2.1	1.9	1.5	1.3	1.2	1.4	1.2	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0

注) 金島橋については昭和63年度まで東光寺橋で採取



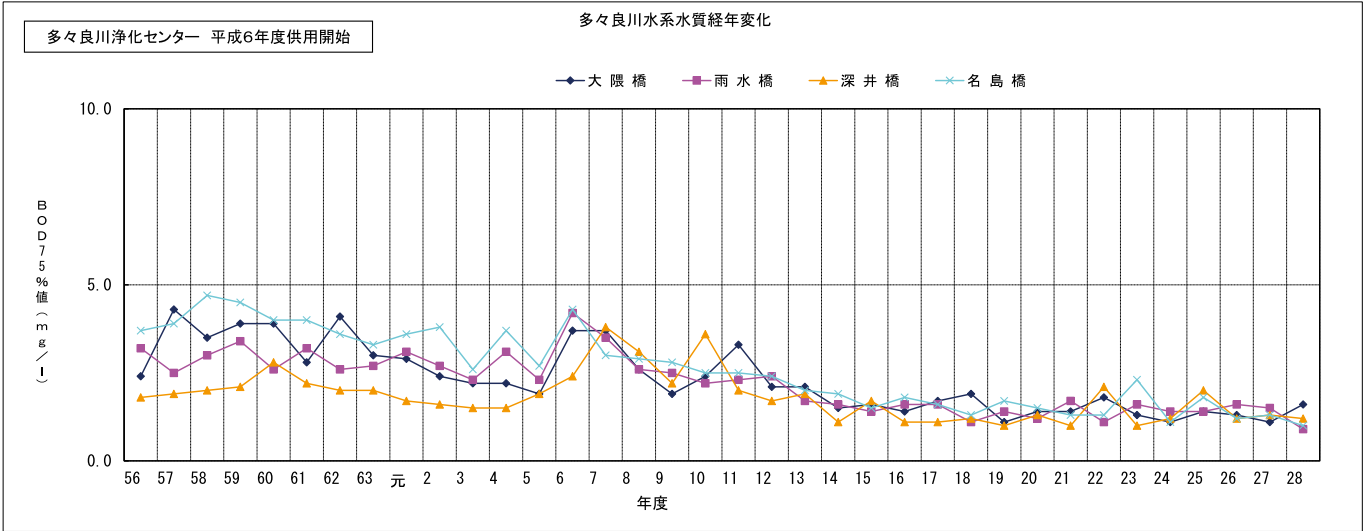
那珂川水系BOD値 (75%値)

河川名	環境基準点	類型基準値	年度																																								
			52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
那珂川	塩原橋	A	2	6.3	6.3	3.2	3.8	4.1	4.4	5.0	5.7	4.1	4.2	2.9	3.2	3.7	3.6	2.9	3.1	2.4	6.8	4.4	3.2	1.8	2.5	2.0	2.0	1.6	1.6	1.2	1.1	1.6	1.0	1.5	1.2	1.4	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6
	住吉橋	B	3	17.0	15.0	6.9	6.1	11.0	11.0	9.5	10.0	7.0	4.6	4.2	3.3	3.3	3.1	2.1	2.2	2.2	3.7	2.3	2.5	1.8	1.4	1.6	1.9	1.2	1.5	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	1.0	0.9	0.9	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6
	那の津橋	C	5	11.0	6.6	6.5	3.7	5.3	5.4	6.4	5.7	4.6	4.0	3.6	4.5	3.0	3.1	2.6	2.4	2.5	5.6	2.7	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	1.5	1.8	1.1	1.5	1.1	0.9	1.5	1.0	1.3	1.1	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7



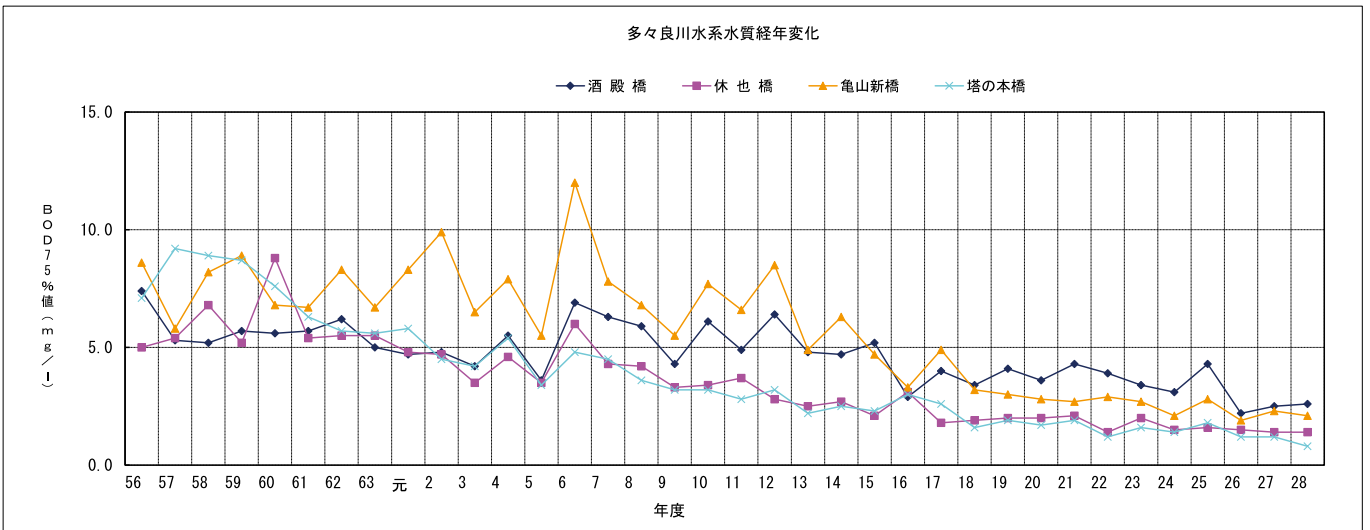
多々良川水系BOD値 (75%値)

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和										平成																									
				56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
多々良川	大隈橋	A	2	2.4	4.3	3.5	3.9	3.9	2.8	4.1	3.0	2.9	2.4	2.2	2.2	1.9	3.7	3.7	2.6	1.9	2.4	3.3	2.1	2.1	1.5	1.6	1.4	1.7	1.9	1.1	1.4	1.4	1.8	1.3	1.1	1.4	1.3	1.1	1.6
		雨水橋	A	2	3.2	2.5	3.0	3.4	2.6	3.2	2.6	2.7	3.1	2.7	2.3	3.1	2.3	4.2	3.5	2.6	2.5	2.2	2.3	2.4	1.7	1.6	1.4	1.6	1.6	1.1	1.4	1.2	1.7	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5
	深井橋	A	2	1.8	1.9	2.0	2.1	2.8	2.2	2.0	2.0	1.7	1.6	1.5	1.5	1.9	2.4	3.8	3.1	2.2	3.6	2.0	1.7	1.9	1.1	1.7	1.1	1.1	1.2	1.0	1.3	1.0	2.1	1.0	1.2	2.0	1.2	1.3	1.2
	名島橋	C	5	3.7	3.9	4.7	4.5	4.0	4.0	3.6	3.3	3.6	3.8	2.6	3.7	2.7	4.3	3.0	2.9	2.8	2.5	2.5	2.4	2.0	1.9	1.5	1.8	1.6	1.3	1.7	1.5	1.3	1.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0



多々良川水系BOD値 (75%値)

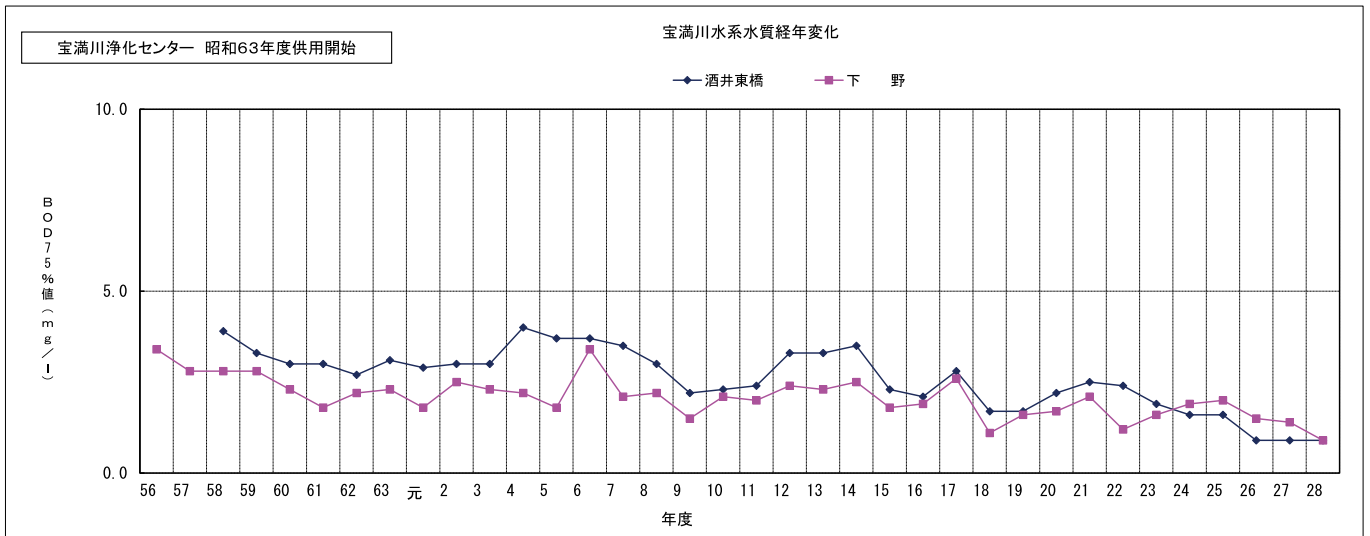
河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和										平成																									
				56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
須恵川	酒殿橋	B	3	7.4	5.3	5.2	5.7	5.6	5.7	6.2	5.0	4.7	4.8	4.2	5.5	3.6	6.9	6.3	5.9	4.3	6.1	4.9	6.4	4.8	4.7	5.2	2.9	4.0	3.4	4.1	3.6	4.3	3.9	3.4	3.1	4.3	2.2	2.5	2.6
		休也橋	C	5	5.0	5.4	6.8	5.2	8.8	5.4	5.5	5.5	4.8	4.7	3.5	4.6	3.5	6.0	4.3	4.2	3.3	3.4	3.7	2.8	2.5	2.7	2.1	3.1	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	1.4	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4
宇美川	亀山新橋	B	3	8.6	5.8	8.2	8.9	6.8	6.7	8.3	6.7	8.3	9.9	6.5	7.9	5.5	12.0	7.8	6.8	5.5	7.7	6.6	8.5	4.9	6.3	4.7	3.3	4.9	3.2	3.0	2.8	2.7	2.9	2.7	2.1	2.8	1.9	2.3	2.1
		塔の本橋	C	5	7.1	9.2	8.9	8.7	7.6	6.3	5.7	5.6	5.8	4.5	4.2	5.4	3.4	4.8	4.5	3.6	3.2	3.2	2.8	3.2	2.2	2.5	2.3	3.0	2.6	1.6	1.9	1.7	1.9	1.2	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2



宝満川水系BOD値(75%値)

河川名	環境基準点	類型	基準値	昭和										平成																									
				56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
宝満川	酒井東橋	B	3			3.9	3.3	3.0	3.0	2.7	3.1	2.9	3.0	3.0	4.0	3.7	3.7	3.5	3.0	2.2	2.3	2.4	3.3	3.3	3.5	2.3	2.1	2.8	1.7	1.7	2.2	2.5	2.4	1.9	1.6	1.6	0.9	0.9	0.9
	下野	B	3	3.4	2.8	2.8	2.8	2.3	1.8	2.2	2.3	1.8	2.5	2.3	2.2	1.8	3.4	2.1	2.2	1.5	2.1	2.0	2.4	2.3	2.5	1.8	1.9	2.6	1.1	1.6	1.7	2.1	1.2	1.6	1.9	2.0	1.5	1.4	0.9

※酒井東橋は佐賀県



福岡市 樋井川いかだまつり